

学校教育指導専門員（会計年度任用職員）募集要項

項目	内容
職名	学校教育指導専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、<u>期間を定めた任用</u>であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	<p>東京都多摩教育事務所指導課 (東京都立川市錦町四丁目6番3号)</p> <p>※業務の都合により出張が命じられ、出張先で勤務する場合があります。</p>
職務内容	<p>以下の事務に従事し、都教育委員会又は都内区市町村教育委員会事務局に勤務する指導主事に対して職務上の支援を行う。</p> <p>また、業務を通じて指導主事育成の課題を抽出し、支援の手法や効果について取りまとめ、報告を行う。</p> <p>(1) 管轄の市町村教育委員会の指導主事の支援に関する業務（面談、実務に係る支援、指導訪問並びに研修会の運営に係る指導及び助言）</p> <p>(2) 多摩教育事務所指導課の指導主事業務の支援</p> <p>(3) その他、上司から指示を受けた業務</p>
応募資格 ・求められる能力	<p>職務を遂行するために必要な知識及び体力を有し、原則として、次の(1)から(5)までの全ての要件を満たす者。ただし、同等の能力があると認められる場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 都内公立学校長職の経験のある者</p> <p>(2) 都教育委員会又は都内区市町村教育委員会事務局において、教育指導行政に従事した経験のある者（指導主事及び教育系行政管理職としての勤務経験がある者が望ましい。）</p> <p>(3) 指導主事の育成に対し意欲のある者</p> <p>(4) ワード・エクセルを利用した文書作成及び表計算等の業務ができる者</p> <p>(5) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p>
勤務日数	月16日 ※原則として土日、祝日、年末年始等は除く。
勤務時間	<p>原則、午前9時00分から午後5時45分までの7時間45分</p> <p>※原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合がある。</p>
休憩時間	原則として、正午から午後1時まで
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 237,300円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月）</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	共済組合（短期給付及び福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険（※）

	(※介護保険…要件を満たす場合加入)
公務災害補償	「東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」及び「労働者災害補償保険法」の定めるところによります。
健康診断	常勤職員に準じて健康診断を実施します。
研修	業務遂行上必要と認められる場合には、研修を受講することができます。
問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎16階 東京都教育庁総務部総務課人事担当 電話番号：03-5320-6719

○上記勤務条件等については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。